

# 環境法政策レポート



CONTENTS	「環境法政策を読む」	… 1
	2013年3月22日から2013年4月18日までに公布された主な環境法令	…3
	2013年3月22日から2013年4月18日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令	…3
	2013年3月22日から2013年4月18日までの主な行政情報	… 3
	2013年3月22日から2013年4月18日までの主な裁判情報	… 6
	2013年3月22日から2013年4月18日までの主なニュース	…6

## 「環境法政策を読む」今後の廃棄物処理施設整備の在り方について(案)

### 中央環境審議会循環型社会部会(第1回)

環境大臣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3に基づき、廃棄物処理法における基本方針に即して、5年ごとに廃棄物処理施設整備計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないとされている。前計画の計画期間が平成20年度から24年度までとなっていることから、平成25年度から29年度までの計画の案の作成が進められている。

現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえ整理した「今後の廃棄物処理施設整備の在り方について(案)」がまとめられ、5月7日までパブリックコメントが行われている。

廃棄物処理施設整備計画については、「今後の廃棄物処理施設整備の在り方について」を踏まえて計画案を作成し、所定の手続きを経て、閣議決定される予定である。

#### □今後の廃棄物処理施設整備の在り方について(案) 抜粋

パブリックコメントに付された案文であり、3月29日の部会で示された案に2.(5)および3.(7)が追加されている。

#### 1. 基本理念

- (1) 廃棄物処理の3R化の推進
- (2) 災害対応も念頭においた強靱な一般廃棄物処理システムの確保
- (3) 地域の自主性と創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

#### 2. 廃棄物処理施設整備の重点的、効果的かつ効率的な実施

- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムの3R化推進
- (2) 地域住民等の理解と協力の確保
- (3) 広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善

## 「環境法政策を読む」今後の廃棄物処理施設整備の在り方について

- (4) 省エネルギー・創エネルギーを念頭に置いた施設整備
- (5) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進
- (6) 災害対策の強化
- (7) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

### 3. 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき事業の概要

- (1) ごみの発生量を減らし、循環的な利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施
  - ・ごみのリサイクル率：22%（H24 見込み）⇒26%（H29）
  - ・最終処分場の残余年数：平成 24 年度の水準（20 年）を維持
- (2) 焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量の確保を推進
  - ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値 16%（H24 見込み）→ 21%（H29）
- (3) し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境の保全を図る
  - ・浄化槽処理人口普及率 9%（H24 見込み）→12%（H29）
- (4) 産業廃棄物の適正な処理を推進
- (5) PCB 廃棄物の適正な処理を推進
- (6) 石綿含有廃棄物の適正な処理を推進
- (7) 水銀含有廃棄物の適正な処理を推進

#### 【委員等からの主な意見】

- 廃棄物処理施設整備計画には、地域のエネルギー計画を立てる人も参画するべき。
- PCB 廃棄物、石綿含有廃棄物の適正処理に続いて、水銀条約発効に向けての国際情勢を視野にいと、水銀含有廃棄物についても言及するべき。
- 広域的な視野に立った廃棄物処理システムを考える上でも、災害対策を強化する上でも、産業廃棄物処理施設の活用が必要となる。

#### ■ 事業者における留意点

基本理念の大きな柱として、「大規模災害に備え、広域圏で処理体制を築いておく必要があり、その前提として災害時の代替性・多重性の観点から各施設が備えている能力を最大限発揮できるよう整備しておく必要がある」としている。産業廃棄物処理施設においても、老朽化した施設の更新・改良を進め、情報提供の重要性は同様である。

4 月に埼玉県が本庄市の産業廃棄物処理業者に出した事業許可について、環境省が、地区住民からの審査請求を受けて産廃処理事業の許可を取り消す裁決をした。産廃処理施設を有していないことが理由として挙げられている。事業者として、廃棄物処理施設の整備を進めるに当たり、地域住民等の理解と協力の確保が必須であることを再認識する必要がある。